令和６年度第２回熊谷市地域公共交通会議

議　案　書

令和６年６月１８日

議　事

議案第１号　熊谷市地域公共交通計画別紙（案）について
（地域内フィーダー系統　熊谷市ゆうゆうバスほたる号）

議案第２号　熊谷市地域公共交通計画別紙（案）について
（地域間幹線系統　熊谷駅～南河原支所～犬塚線）

議案第１号

熊谷市地域公共交通計画別紙（案）の策定について

（地域内フィーダー系統　熊谷市ゆうゆうバスほたる号）

提案理由

熊谷市ゆうゆうバス「ほたる号」は、国の定める交通不便地域の認定を受けており、毎年運行費用の一部について国から補助「地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金」を受けています。

「地域公共交通計画別紙」は、当補助金の交付を受けるに当たり、事業の目標数値を設定するもので、地域公共交通会議にて協議を行う必要があります。

なお、昨年度までは、「生活交通確保維持改善計画」という議案名にて協議いただいておりましたが、本年度より、国の要綱の改正に伴い、項目等はほとんど重複しておりますが、様式の名称が「地域公共交通計画別紙」に変更されております。

また、今回の事業年度（令和６年１０月～令和７年９月末）には、ほたる号の車両の購入を控えておりますので、車両減価償却費等国庫補助金についても併せて交付を受けようとするものです。

地域公共交通計画別紙（案）（フィーダー補助申請　熊谷市ゆうゆうバスほたる号）

熊谷市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関相互の連携・共存を図り、利便性と採算性のバランスが取れた公共交通網の充実を目指すため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」に基づき「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定した。

本計画では、江南地区北部エリアにおいては路線バスの廃止による公共交通不便地域が存在している現状や、市民へのアンケート結果、江南自治会連合会から同エリアに公共交通導入を望む声を反映し、本市の課題の一つとして「江南地区での市民の足（移動）の確保」を挙げており、「江南地区・新ゆうゆうバス※運行計画」を盛り込んだ。

このため、市では、地域の実情に即した運行を検討するため江南自治会連合会と懇談会を開催し、交通事業者・国・県等の行政関係者からなる地域公共交通会議の協議を踏まえて、江南地区住民の移動の確保を目的とした「熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画」を策定した。

平成23年10月運行開始後、昨年度は１日平均67人の利用者があることから、事業の継続が必要である。

※ゆうゆうバス…市の補助によって市内を循環するバス。

平成11年10月：運行開始（２路線）
平成17年10月：熊谷市、大里町、妻沼町の合併を契機に路線見直し（４路線）
平成23年10月：江南町との合併を契機に本路線を含む２路線を追加（６路線）
平成30年10月：地域公共交通網形成計画により路線の見直し（９路線）
同時に、バスロケーションシステム、駅屋外表示機の導入。
令和元年10月～12月：新規路線「くまぴあ号」を試験運行。
令和２年９月：「くまぴあ号」本格運行。
令和３年６月：障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」利用開始。
令和６年２月：スマホバス回数券の利用開始。

（熊谷市地域公共交通計画　P67参照）

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

・ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数を年間 24,810 人以上とする。
（参考）今までの目標と実績
令和 ５ 年度　目標：24,595 人（R４.10 月～R５.９月）、実績：24,810 人
令和 ４ 年度　目標：24,535 人（R３.10 月～R４.９月）、実績：24,595 人
令和 ３ 年度　目標：25,529 人（R２.10 月～R３.９月）、実績：24,535 人
令和 ２ 年度　目標：33,452 人（R元.10 月～R２.９月）、実績：25,529 人
令和元年度　目標：31,335 人（H30.10 月～R元.９月）、実績：33,452 人
平成３０年度　目標：30,000 人（H29.10 月～H30.９月）、実績：31,335 人
平成２９年度　目標：30,000 人（H28.10 月～H29.９月）、実績：32,764 人
平成２８年度　目標：30,000 人（H27.10 月～H28.９月）、実績：34,970 人
平成２７年度　目標：30,000 人（H26.10 月～H27.９月）、実績：34,027 人
平成２６年度　目標：29,000 人（H25.10 月～H26.９月）、実績：35,273 人
平成２５年度　目標：27,500 人（H24.10 月～H25.９月）、実績：29,153 人

・公共交通（ゆうゆうバス、民間路線バス）に満足している南部エリア住民の割合を 45%以上とする。

満足度

令和	６年 ２月の調査実績：	42.1%
令和	４年 ７～８月の調査実績：	36.2%
令和	４年 ２月の調査実績：	37.0%
令和	３年 ２月の調査実績：	33.3%
令和	２年 ２月の調査実績：	32.2%
平成３１年	２月の調査実績：	40.3%
平成３０年	２月の調査実績：	32.8%
平成２９年	２月の調査実績：	35.2%
平成２８年	２月の調査実績：	34.5%
平成２７年	２月の調査実績：	31.3%
平成２６年	２月の調査実績：	33.9%
平成２５年	２月の調査実績：	32.8%
平成２４年	２月の調査実績：	26.4%
平成２２年１１月の調査実績：		11.2%

※平成２９年度までは、江南地区の割合。（南部エリア：江南、大里、吉岡地区）

（熊谷市地域公共交通計画　P65参照）

（２）事業の効果

ゆうゆうバス江南地区路線を維持することにより、江南地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 江南地域でのイベント時にチラシ等の配布やバス事業者のホームページ上でも利用につなげる周知を行う。（熊谷市）
② ポストコロナにおいても、車内の感染症対策を万全にし、利用者が安心して乗車できるよう努める。（事業者）
③ バスロケーションシステムのＰＲや免許返納者への無料乗車支援を引き続き行う。（熊谷市、事業者）
④ 利用者の利便性の向上につながるツールの導入に努める。（熊谷市）
⑤ 他のコミュニティバスや公共交通と連携を図り、利便性の向上や相互の利用促進を図る。（熊谷市）

（熊谷市地域公共交通計画　P66 参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表１を添付。

（熊谷市地域公共交通計画　P67 参照）

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

熊谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
・ＯＤ調査（乗降者カウントシステム、電子バス回数券利用データ分析）
・利用者アンケート（市民アンケート等）

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表５を添付。

11．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金･公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

ゆうゆうバス江南地区路線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る１２年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために日野ポンチョ車両を１台購入する必要がある。

12．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数を２４，８１０人以上（直近年度の実績２４，８１０人）とする。
路線の収支率を22%以上（直近年度の実績19%）とする。
路線の利用者数/満足度を45以上（直近年度の実績42）とする。

（２）事業の効果

路線を維持することにより、江南地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
購入予定の車両は老朽化した既存車両の買換えとなり、ゆうゆうバスほたる号（熊谷駅～江南行政センター～籠原駅）路線に１台運行させる。

13．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表６を添付。
なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持するゆうゆうバスほたる号路線の車両の取得について、購入費用総額22,341,200円のうち、熊谷市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15．貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

以下、熊谷市地域公共交通会議の主な議論につき抜粋掲載

（１）平成２４年２月　○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
（２）平成２４年６月　○地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について
　　○ゆうゆうバスの利用促進策について
（３）平成２５年１月　○直実号、ひまわり号の見直しについて
　　○ゆうゆうバスについてのアンケート実施について
（４）平成２５年７年　○グライダー号及びムサシトミヨ号のルート変更について
（５）平成２６年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
（６）平成２６年７月　○さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号のルート変更について
　　○バスロケーションシステムの社会実験について
（７）平成２７年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
（８）平成２７年５月　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
（９）平成２７年１１月○熊谷市地域公共交通網形成計画について
（10）平成２８年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
（11）平成２８年３月　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
（12）平成２８年５月　○秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正等について
（13）平成２８年６月　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（14）平成２９年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
（15）平成２９年６月　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（16）平成３０年２月　○ゆうゆうバスの時刻・ルートの見直しについて
　　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（17）平成３０年５月　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（18）平成３１年２月　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（19）令和元年５月　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（20）令和２年２月　○ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」の本格運行について
　　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（21）令和２年５月　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（22）令和３年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（23）令和３年５月　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（24）令和３年６月　○交通不便地域指定について
（25）令和４年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（26）令和４年５月　○地域内フィーダー系統確保維持計画案策定について
　　○熊谷市地域公共交通計画の策定について
（27）令和４年９月　○市民等意向把握アンケート調査の実施について
（28）令和５年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（29）令和５年３月　○熊谷市地域公共交通計画（素案）について
　　○森林公園駅―ふかや花園プレミアム・アウトレット線運行再編計画について

（30）令和５年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について ○ゆうゆうバスの停留所の試験設置について
（31）令和５年７月	○ゆうゆうバスの停留所の試験設置について
（32）令和５年８月	○ゆうゆうバスの運賃改定について
（33）令和５年１１月	○小委員会（運賃改定協議会）の設置について
（34）令和５年１２月	○ゆうゆうバスのダイヤ改正（案）について
（35）令和６年２月	○地域内フィーダー系統補助の評価（案）について
（36）令和６年２月	○ゆうゆうバスのダイヤ改正（案）について
（37）令和６年５月	○ゆうゆうバスの停留所設置に関する要望について

19．利用者等の意見の反映状況

地域公共交通会議、市民アンケートなどによる意見を地域公共交通会議に諮り、ルート、時刻の変更の際に反映させた。

令和６年２月１日　運賃改定。令和６年４月１日　路線、時刻改正。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保･維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7･別表9･別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7･9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
熊谷市	国際十王交通株式会社	(1)　江南地区路線	熊谷駅	江南行政センター	籠原駅	往 36.2km 復 36.2km	362	1,810			路線定期運行	②（2）	熊谷駅でJR高崎線、秩父鉄道と、籠原駅でJR高崎線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	熊谷市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	84,868
交通不便地域等	2,818

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
2,818	熊谷市江南地区の一部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
熊谷市地域公共交通計画	令和5年3月17日	-

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
熊谷市	国際十王交通株式会社	1	(1) 江南地区路線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	35	R6.10			一括
		2	（ ）								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域※が分かる地図

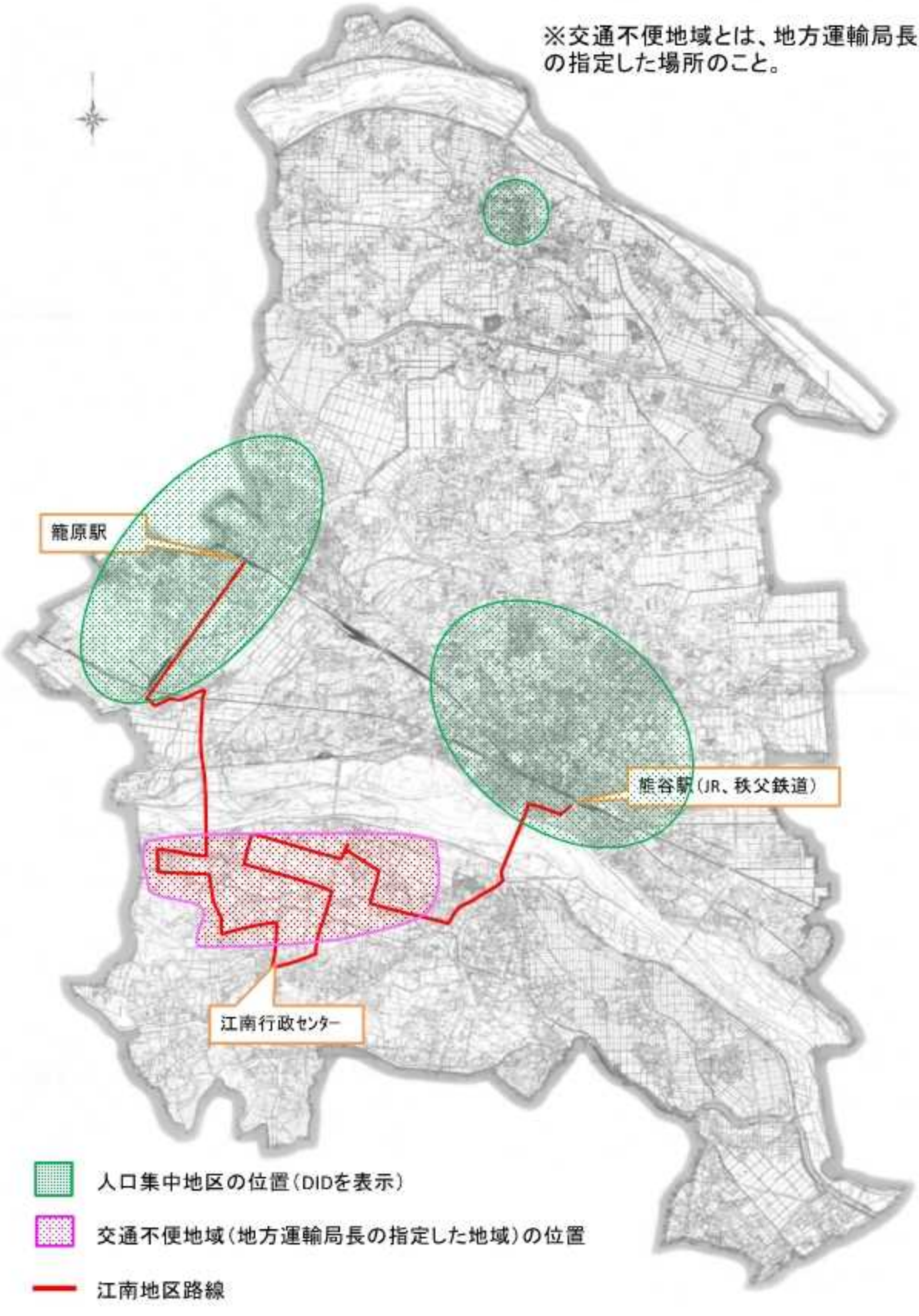

議案第２号

熊谷市地域公共交通計画別紙（案）の策定について

（地域間幹線系統　熊谷駅～南河原支所～犬塚線）

提案理由

国際十王交通株式会社が運行する「熊谷駅～南河原支所～犬塚線」は、経常赤字が見込まれる幹線への支援として、毎年運行費用の一部について国から補助「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）補助金」を受けています。

「地域公共交通計画別紙」は、当補助金の交付を受けるに当たり、事業の目標数値を設定するものです。

昨年度までは、埼玉県生活交通確保対策地域協議会にて協議が行われてきましたが、国の要綱改正に伴い、本年からは、地域公共交通会議にて協議を行う必要があります。

なお、本路線は当市と行田市とを跨いでいるため、行田市地域公共交通会議でも同様に協議が行われることとなります。

地域公共交通計画別紙（案）（地域間幹線系統　熊谷駅～南河原支所～犬塚線）

熊谷市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通は、市中心部を東西に貫く鉄道（JR上越・北陸新幹線、JR高崎線、秩父鉄道）があり、３路線が集まる熊谷駅を中心として、路線バス網が広がっている。更に、それらを補完する形でコミュニティバスが運行されている。

これらの公共交通については、本市の総合病院・大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が駅や隣接市町に向かう手段として、通勤・通学者、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

また一部地域では、幹線交通とコミュニティバスの乗り継ぎが不十分であったり、近隣のバス停留所まで距離がある交通空白・不便地域が残っている。

加えて、令和２年度からは国際十王交通が、熊谷駅～南河原支所～犬塚線の収支状況悪化による路線廃止も検討されるとの意向を表明しており、市内東部地域住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、熊谷駅～南河原支所～犬塚路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

（熊谷市地域公共交通計画　P68参照）

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

地域間幹線バス系統の目標値として、輸送人員について、令和 5 年度の実績値を上回る値とする。

事業者名	系統名	輸送人員数
国際十王交通	熊谷駅～南河原支所～犬塚線	164,053 人
合計		164,053 人

（熊谷市地域公共交通計画　P65 参照）

（２）事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。具体的には、熊谷駅～南河原支所～犬塚線系統のバス路線が維持確保されることとなり、補助対象期間中、延べ約16万人の住民の生活に必要不可欠な移動手段の確保が見込まれる。

また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、沿線住民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

（熊谷市地域公共交通計画　P65参照）

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・「朝日自動車グループ共通学生フリーパス（定期券）」の販売促進［国際十王交通(株)］ ・くまがやドーム・陸上競技場への来訪者への利用促進［国際十王交通(株)、熊谷市］ ・南河原ふれあい祭り開催時にバス利用促進のPR[国際十王交通(株)、行田市]　　等 （熊谷市地域公共交通計画　P68 参照）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表１」を添付。 また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者を選定。 （熊谷市地域公共交通計画　P68 参照）
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表２」を添付。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
・事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施する。
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
別添資料「生産性向上の取組について」のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし

13．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15．貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16．貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17．貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18．協議会の開催状況と主な議論

以下、熊谷市地域公共交通会議の主な議論につき抜粋掲載

（１）平成２４年２月　○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
（２）平成２４年６月　○地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について
　　○ゆうゆうバスの利用促進策について
（３）平成２５年１月　○直実号、ひまわり号の見直しについて
　　○ゆうゆうバスについてのアンケート実施について
（４）平成２５年７年　○グライダー号及びムサシトミヨ号のルート変更について
（５）平成２６年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
（６）平成２６年７月　○さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号のルート変更について
　　○バスロケーションシステムの社会実験について
（７）平成２７年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
（８）平成２７年５月　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　○ひまわり号事業者の選定について
（９）平成２７年１１月○熊谷市地域公共交通網形成計画について
（10）平成２８年１月　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について

（11）平成２８年３月	○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
（12）平成２８年５月	○秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正等について
（13）平成２８年６月	○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（14）平成２９年１月	○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
（15）平成２９年６月	○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（16）平成３０年２月	○ゆうゆうバスの時刻・ルートの見直しについて ○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（17）平成３０年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（18）平成３１年２月	○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（19）令和元年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（20）令和２年２月	○ゆうゆうバス新規路線「くまぴあ号」の本格運行について ○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（21）令和２年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（22）令和３年１月	○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（23）令和３年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画について
（24）令和３年６月	○交通不便地域指定について
（25）令和４年１月	○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（26）令和４年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画案策定について ○熊谷市地域公共交通計画の策定について
（27）令和４年９月	○市民等意向把握アンケート調査の実施について
（28）令和５年１月	○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
（29）令和５年３月	○熊谷市地域公共交通計画（素案）について ○森林公園駅―ふかや花園プレミアム・アウトレット線運行再編計画について
（30）令和５年５月	○地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について ○ゆうゆうバスの停留所の試験設置について
（31）令和５年７月	○ゆうゆうバスの停留所の試験設置について
（32）令和５年８月	○ゆうゆうバスの運賃改定について
（33）令和５年１１月	○小委員会（運賃改定協議会）の設置について
（34）令和５年１２月	○ゆうゆうバスのダイヤ改正（案）について
（35）令和６年２月	○地域内フィーダー系統補助の評価（案）について
（36）令和６年２月	○ゆうゆうバスのダイヤ改正（案）について
（37）令和６年５月	○ゆうゆうバスの停留所設置に関する要望について

19. 利用者等の意見の反映状況

○利便性等に関する意見
・バスの運行本数を増やしてほしい。
・電車との接続を考慮した時刻にしてほしい。
○路線維持に関する意見
・バスがあって助かっている。
・バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしい。
これらの意見を踏まえ、地域の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持確保を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
（所　属）熊谷市　総合政策部　企画課
（氏　名）樋口　祥平
（電　話）048-524-1111（内線 529）
（e-mail）kikaku@city.kumagaya.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保･維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）　　7年度

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日･祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	特例措置
埼玉県熊谷市	国際十王交通（株）	(1) 熊谷駅～南河原支所～犬塚線	1,993.5	
	国際十王交通（株）小計		1,993.0	
合　　計			1,993.0	

（注）　　小数点以下切り捨て

1．本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を

2．「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3．補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土日･祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	国際十王交通株式会社

令和7年度

1．申請事業者の概要

※収益情報等につきましては、国、県からの指示により、非公開として取り扱います。

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益（イ）	[redacted] 千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用（ロ）	[redacted] 千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted] 千円
							経常収支率	[redacted] %
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ（ハ）	[redacted] km							

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益（イ'）	[redacted] 千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用（ロ'）	[redacted] 千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted] 千円
							経常収支率	[redacted] %
基準期間の前年度の実車走行キロ（ハ'）	[redacted] km							

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益（イ"）	[redacted] 千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用（ロ"）	[redacted] 千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted] 千円
							経常収支率	[redacted] %
基準期間の前々年度の実車走行キロ（ハ"）	[redacted] km							

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
武相・相模	308円.13銭	310円.41銭	304円.75銭
	円　銭	円　銭	円　銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（a+b+c）/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
武相・相模	307円.76銭	557円.81銭	307円.76銭	310円.01銭
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数（　）①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ－（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
武相・相模	1		熊谷駅～南河原支所～犬塚	熊谷駅	南河原支所	犬塚	365 日	5,642 回 (15.4)	4.0	61.6 人	往 8.8Km 復 8.8Km	(平均) 8．8 Km	往 ． Km 復 ． Km	(平均) ． Km	%	往 ． Km 復 ． Km	(平均) ． Km	往 ． Km 復 ． Km	(平均) ． Km	往 Km 復 Km	(平均) Km	%	100.000%
合計			系統								往 8.8Km 復 8.8Km	8．8 Km	往 ． Km 復 ． Km	． Km		往 Km 復 Km	． Km	往 ． Km 復 ． Km	． Km	往 Km 復 Km	Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率（チ－（リ＋ヌ））÷チ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	(d+e+f)/3＝ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	基準期間 経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	夕又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
武相・相模	1		100.000%	99,308.0km	30,563,030 円	256円.23銭	23,783,246 円	118,738.4 ． km	200円.29銭	29,834,435 円	118,738.4 ． km	251円.26銭	37,659,216 円	118,738.4 ． km	317円.16銭	25,445,688 円	5,117,342 円	13,753,363 円	5,117,342 円
合計				99,308.0km	30,563,030 円		23,783,246 円	118,738.4 ． km		29,834,435 円	118,738.4 ． km		37,659,216 円	118,738.4 ． km		25,445,688 円	5,117,342 円	13,753,363 円	5,117,342 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ツのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武相・相模	1		5,117,342 円	5,117,342 円	3,987,539 円	3,987 千円	1,993.5 千円	5,117,342 円	3,123,842 円	0円	0.0 %	3,123,842円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %	
合計			5,117,342 円	5,117,342 円	3,987,539 円	3,987 千円	1,993 千円	5,117,342円	3,123,842円	0 円	0.0 %	3,123,842 円	100 %	0 円	0 %	0 円	0 %	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益, 実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）における補助金交付要綱第２編第１章第３節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年５月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表６の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、１系統が２つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「１」を、平成２９年８月２日改正附則第２条の規定に該当する場合には「２」を、補助金交付要綱別表２　５．ただし書きに該当する場合には「３」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には１日当り計画運行回数又は平日１日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が１日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「１」又は「２」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第３位（小数点第４位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が５人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が５人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を５人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が５人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「１」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「２」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の１１／２０に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
　（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第２条第２項の「事業報告書」（補助金交付要綱第２編第１章第３節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
　ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第１－５の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第１－５。
　ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

生産性向上の取組みについて

事 業 者：国際十王交通株式会社
系 統 名：熊谷駅～南河原支所～犬塚線
通行区間：熊谷駅～南河原支所～犬塚線

1　取組内容

（1）「朝日自動車グループ共通学生フリーパス（定期券）」の販売促進

朝日自動車グループ 5 社（朝日自動車㈱・川越観光自動車㈱・阪東自動車㈱・茨城急行自動車㈱・国際十王交通㈱）の路線が利用できる共通学生フリーパスを発売。徒歩や自転車が中心の学生の頃からバス利用に慣れ親しんで頂き、将来の通勤利用に繋げる。

（2）「スクマムパス（高齢者定期券）」の販売促進

国際十王交通㈱の全路線が利用できるスクマムパス（高齢者定期券）を発売。関係自治体と協力のうえ、路線バス利用促進 PR 活動を実施する。

（3）バスの乗り方教室の開催

バスの乗り方教室を小学校の「交通安全教室」・「バリアフリー教室」開催に併せ実施することにより、将来の通学利用に繋げる。

（4）南河原ふれあい祭り開催時に路線バス利用促進

南河原商工会主催の「南河原ふれあい祭り」開催時に関係自治体と協力のうえ、路線バス利用促進の PR 活動を実施する。

（5）くまがやドーム・陸上競技場への来訪者への利用促進

中学生・高校生中心のスポーツ大会開催時に利用促進の PR 活動を実施する。

2　実施主体

（1）国際十王交通株式会社
（2）国際十王交通株式会社
（3）国際十王交通株式会社、行田市
（4）国際十王交通株式会社、行田市
（5）国際十王交通株式会社、熊谷市

3　定量的な効果目標

上記取組みを実施することにより、輸送人員 2,840 人の増員を図ることにより年間 305 千円の収入増を見込む。

4　実施に向けたスケジュール

（1）令和 6 年 9 月～10 月、令和 7 年 3 月～4 月　関係自治体と PR 検討
（2）令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月、令和 7 年 6 月～7 月　関係自治体と PR 検討
（3）令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月　行田市立南河原小学校でのバス乗り方教室の準備

（4）令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月　南河原地区まつりでの PR 検討
（5）令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月　スポーツ大会開催時に自治体と PR 検討

5　実施時期
（1）令和 6 年 9 月～10 月、令和 7 年 3 月～4 月
（2）令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月、令和 7 年 6 月～7 月
（3）令和 7 年 6 月
（4）令和 6 年 11 月
（5）令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月

6　具体的な検討
【取組事例 1】貸客混載の取組
スペース確保によりお客様がご乗車できなくなる可能性があるため難しい。
【取組事例 2】バス路線の再編
今後必要に応じて検討して行く。
【取組事例 3】路線バスへの混乗化
沿線の学校や企業に引き続き利用して頂く。
【取組事例 4】地域住民の生活利用と観光利用の混乗化
朝日自動車共通学生フリーパスの拡販とくまがやドーム・陸上競技場等で行われる大会にあわせて路線バス利用促進を図る。

7　目標収支率
1 の取組みにより収支改善を図る。
収支率　取組前 83.2%→取組後 84.2%（+1.0%）

	経常収益	経常費用	経常収支	収支率	増減
取組前	25,445,688	30,563,030	-5,117,342	83.2%	
取組後	25,751,318	30,563,030	-4,811,712	84.2%	1.0%



色別	運行系統	キロ程	備考
———	熊谷駅～南河原支所～犬塚	8.8km	